

# 【和訳】 輸出入食品安全管理弁法 (質検総局令第 144 号)

## 【免責事項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

「輸出入食品安全管理弁法（質檢総局令第 144 号）」は、輸出入食品の安全を保証し、ヒト・動植物の生命及び健康を保護するため関連法規等に基づき制定。本弁法は、輸出入食品の検査検疫及び監督管理に適用される。また、輸出入される食品添加物、食品関係製品、果物、食用の生きた動物の安全管理は関係規定に基づき行う。

## 輸出入食品安全管理弁法 (質檢総局令第 144 号)

### 第一章 総則

- 第1条** 輸出入食品の安全を保証し、人類・動植物の生命及び健康を保護するため、「中華人民共和国食品安全法」（以下、「食品安全法」と略称する）及びその実施条例、「中華人民共和国輸出入商品検査法」及びその実施条例、「中華人民共和国出入国動植物検疫法」及びその実施条例、並びに「国务院の食品等製品の安全監督管理の強化に関する特別規定」等の法律法規の規定に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 本弁法は、輸出入食品の検査検疫及び監督管理に適用する。  
輸出入される食品添加物、食品関係製品、果物、食用の生きた動物の安全管理は関係規定に基づき行う。
- 第3条** 国家品質監督検査検疫総局（以下、「国家質檢総局」と略称する）は、全国の輸出入食品の安全監督管理業務を主管する。  
国家質檢総局が各地に設置した出入境検査検疫機構（以下、「検査検疫機構」と略称する）は、国家質檢総局の統一的な指導の下、法に従い、輸出入食品の安全監督管理業務を行う。
- 第4条** 国家質檢総局は、輸入食品の国外生産企業に対して登録管理を実施し、中国国内の輸出食品の輸出企業又は代理業者に対して届出管理を実施し、輸入食品に対して検査を実施し、輸出食品の生産企業に対して届出管理を実施し、輸出食品の原料の栽培、養殖場に対して届出管理を実施し、輸出食品に対して監督、サンプリング検査を実施し、輸出入食品に対して分類管理を実施し、輸出入食品の生産経営者に対して信頼管理を実施する。
- 第5条** 輸出入食品の生産経営者は、法に従い生産経営活動に従事し、社会及び公衆に対して責任を負い、食品安全を保証し、誠実で信用を守り、社会の監督を受け

入れ、社会的責任を担わなければならない。

**第6条** 輸出入食品の安全監督管理に従事する検査検疫機構の職員（以下、「検査検疫職員」と略称する）は、関連する専門的知識を有し、職務に精励し責任を果たさなければならない。

## 第二章 食品の輸入

**第7条** 国家質検総局は、中国の法律法規の規定に従い、中国向けに食品を輸出する国又は地域の食品安全管理体系及び食品安全状況について評価を実施し、また、輸入食品の安全監督管理の必要性に応じて適時的審査を実施する。  
国家質検総局は、中国の法律法規の規定、食品安全国家規準の要求、国内外の疫病の発生状況及び有毒有害物質のリスク分析結果に従い、前項に規定する評価と審査結果を勘案し、相応の検査検疫要求を確定する。

**第8条** 輸入食品は、中国の食品安全国家規準及び関連する検査検疫要求に合致しなければならない。食品安全国家規準の公布前は、現行の食用農産品品質安全基準、食品衛生基準、食品品質規準及び関連する食品の業界規準の中で強制的に執行している規準に基づいて検査を実施する。  
食品安全国家規準がまだ無い食品を初めて輸入する場合、輸入業者は検査検疫機構に國務院衛生行政部門が発行する許可証明書類を提出し、検査検疫機構は國務院衛生行政部門の要求に基づき検査を行わなければならない。

**第9条** 国家質検総局は、中国国内向けに食品を輸出する国外の食品生産企業に対する登録制度を実施し、登録業務は国家質検総局の関連規定に基づき行う。  
中国国内向けに食品輸出を行う輸出業者又は代理業者は国家質検総局へ届け出なければならない。届出申請を行う輸出業者又は代理業者は、届出要求に基づき企業の届出情報を提供するとともに、情報の真実性に責任を負わなければならない。  
登録及び届出名簿は、総局のウェブサイトにて公表されなければならない。

**第10条** 入国動植物検疫審査認可手続を行う必要がある輸入食品の場合、「中華人民共和国入国動植物検疫許可証」を取得しなければならず、その後輸入が可能となる。

**第11条** 動植物の疫病の発生状況又は有害物質が存在する可能性のある高リスク食品の輸入は、指定港からの入国を行う。指定港の条件及びリストは国家質検総局が制定し、公布する。

- 第12条** 輸入食品の輸入業者又はその代理人は規定に従い、以下に列挙する資料を税関通関手続地の検査検疫機構へ持参し、検査の申請を行わなければならない。
- (1) 契約書、インボイス、パッキングリスト、船荷証券などの必要な証明書
  - (2) 関連する許可書類
  - (3) 法律法規、二国間の協定、議定書及びその他規定により提出が求められている輸出国（地域）の公的検疫（衛生）証明書
  - (4) 初めて輸入する包装済食品は、輸入食品ラベル見本及び翻訳文を提出しなければならない
  - (5) 食品安全国家規準がまだ無い食品を初めて輸入する場合、本弁法第八条に規定する許可証明書を提出しなければならない。
  - (6) 輸入食品に付随するその他の証明書又は証明文書
- 検査を申請する際、輸入業者又はその代理人は、輸入する食品を品名、ブランド、原産国（地域）、規格、数量/重量、総額、生産日（ロット番号）、及び国家質検総局が規定するその他の内容に従って逐一申告しなければならない。
- 第13条** 検査検疫機構は、輸入業者又はその代理人が提出した検査申請資料の審査を行い、要求に合致するものについて検査申請を受理する。
- 第14条** 輸入食品の包装及び輸送用具は安全衛生要求に合致しなければならない。
- 第15条** 包装済輸入食品の中国語ラベル、中国語説明書は中国の法律法規の規定及び食品安全国家規準の要求に合致しなければならない。
- 第16条** 検査検疫機構は、ラベルの内容が法律法規及び食品安全国家規準の要求に合致しているか、また、品質に関する内容の真実性、正確性について検査を行わなければならない。これには書式やフォームの検査とラベルや注釈の内容が適正であるかの検査が含まれる。
- 輸入食品のラベル、説明書の中で、受賞、認証獲得、産地及びその他の内容を強調し、または特殊成分の含有を強調する場合、相応の証明資料を提出しなければならない。
- 第17条** 検査検疫合格証明を取得するまでは、輸入食品は検査検疫機構が指定又は認可した監督管理場所に預けておかなければならず、検査検疫機構の許可を得ずに、如何なる組織、個人もこれを動かすことはできない。
- 第18条** 検査検疫に合格した輸入食品には、検査検疫機構により合格証明が発行され、販売、使用が許可される。検査検疫機構の発行する合格証明には、商品の品名、ブランド名、原産国（地域）、規格、数量/重量、生産日（ロット番号）を逐一明記し、ブランド、規格のないものには「無」と明示しなければならない。輸入食品が検査検疫で不合格となった場合、検査検疫機構により不合格証明が発行される。安全、健康、環境保護に関する項目で不合格となったものは、検

検査機関が当事者に廃棄するよう命じ、又は返品処理通知書を発行し、輸入業者により積戻手続を行う。その他の項目で不合格となったものは、検査機関の監督の下、技術処理を行い、改めて検査に合格すれば、販売、使用が可能となる。

**第19条** 検査機関は、食品輸入を行う輸入業者に対し、届出管理を実施する。輸入業者は事前に所在地の検査機関に届出申請を行い、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 正確かつ完全に記入作成された輸入業者届出申請表
- (2) 工商営業許可証、組織機構コード証明書、法定代表者の身分証明書、対外貿易経営者の届出登記表等のコピー及び正本照合確認
- (3) 企業の品質安全管理制度
- (4) 食品安全に関わる組織機構の設置、部門の職能及び職務の職責
- (5) 取扱予定の食品の種類、保管場所
- (6) 2年以内に食品輸入、加工及び販売に従事していたものは、関連する説明（食品の種類、数量）を提出しなければならない。
- (7) 自主検査を申請する場合は、自主検査機関の届出登記証明書のコピー及び照合のための正本を提出しなければならない。

検査機関は、企業が提出した情報を審査した後、届出を許可する。

**第20条** 食品輸入を行う輸入業者は、食品輸入及び販売の記録制度を確立し、輸入食品の衛生証明書番号、品名、規格、数量、生産日（ロット番号）、品質保持期間、輸出業者と購入者の名称及び連絡方法、納品日などの内容の記録を事実どおりに記録しなければならない。記録は真実でなければならず、保存期限は2年を下回ってはならない。

検査機関は各管轄区内の輸入業者が行う輸入及び販売の記録に対し、検査を行わなければならない。

**第21条** 国家質検総局は、輸入食品の安全に対し、リスク監視測定制度を施行し、年度毎の輸入食品安全リスク監視測定計画を制定し、実施する。

検査機関は、国家質検総局の輸入食品安全リスク監視測定計画に基づき、輸入食品のリスク監視測定を実施し、結果を上層機関に報告する。

検査機関は、輸入食品安全リスク監視測定の結果に基づき、リスク分析を基礎として関連する輸入食品の検査及び監督管理措置の調整を行う。

**第22条** 輸入食品原材料を全て加工に使用した後で再輸出を行う場合、検査機関は輸出食品の目的国（地域）の技術規範の強制的要求又は貿易契約の要求に従い検査を行う。

**第23条** 検査検疫機構は法定要求に合致しない輸入食品を発見した場合、法定要求に合致しない輸入食品の国外生産企業及び輸出業者、国内輸入業者、検査申請人、代理人を不良記録名簿に記載することができ、また、違法行為があり、かつ、行政処罰を受けたものについては、違法企業名簿に記載し、対外的に公表することができる。

### 第三章 食品の輸出

**第24条** 輸出食品生産経営者は、その輸出食品が輸入国（地域）の基準又は契約要求に合致していることを保証しなければならない。

輸入国（地域）に関連基準がなく、かつ契約に要求がない場合、輸出食品が中国の食品安全国家規準に合致していることを保証しなければならない。

**第25条** 輸出食品生産企業は、完全な品質安全管理体系を構築しなければならない。

輸出食品生産企業は、原材料、補助材料、食品添加物、包装材料容器などの入荷検査記録制度を確立しなければならない。

輸出食品生産企業は、生産記録ファイルを作成し、食品生産過程の安全管理状況を事実どおりに記録しなければならない。

輸出食品生産企業は、出荷検査記録制度を確立し、本弁法の規定する要求に従い、その輸出食品に対する検査を行い、検査合格後、検査申請を行うことができる。

上記の記録は、真実でなければならず、保存期限は2年を下回ってはならない。

**第26条** 国家質検総局は、輸出食品生産企業に対し、届出制度を実施し、届出業務は国家質検総局の関連規定に従い執行する。

**第27条** 検査検疫機構は、管轄区内の輸出食品生産企業の品質安全管理体系の運行状況に対する監督管理の実施に責任を持つ。

**第28条** 国家質検総局は、輸出食品の原料の栽培、養殖場に対し、届出管理を実施する。

輸出食品の原料の栽培、養殖場は所在地の検査検疫機構に対して届出手続を行わなければならない。

届出管理を実施する原料品目リスト（以下、リストと略称する）及び届出条件は国家質検総局が別途制定する。輸出食品の原料でリストに載っているものは、届出栽培・養殖場から来たものでなければならない。

国家質検総局は、届出された原料栽培・養殖場のリストを統一的に公表する。

**第29条** 届出栽培、養殖場所在地の検査検疫機構は、届出栽培、養殖場に対し、監督、検査を実施し、届出要求を満たさない場合は、速やかに所在地の政府関係主管部門、輸出食品生産企業所在地の検査検疫機構に通報する。

生産企業所在地の検査検疫機構は、届出栽培・養殖場所在地の検査検疫機構へ栽培、養殖場が提供した原料の品質安全と衛生状況を速やかに報告しなければならない。

**第30条** 栽培、養殖場は原料の生産記録制度を確立しなければならず、生産記録は真実でなければならず、記録の保存期限は2年を下回ってはならない。届出栽培、養殖場は輸入国（地域）の食品安全基準及び中国の関連規定に従い、農業化学投入品を使用し、また、疫病流行状況の監視測定制度を確立しなければならない。届出栽培、養殖場は、その生産するロット毎の原料に輸出食品加工原料納品証明書を発行しなければならない。

**第31条** 国家質検総局は、輸出食品の安全に対し、リスク監視測定制度を実施し、年度毎の輸出食品安全リスク監視測定計画を制定し、実施する。  
検査検疫機構は、国家質検総局の輸出食品安全リスク監視測定計画に基づき、管轄区内の輸出食品に対し、監視測定を実施し、結果を上層組織に報告する。検査検疫機構は、輸出食品安全リスク監視測定の結果に基づき、リスク分析を基礎として関連する輸出食品の検査検疫及び監督管理措置を調整しなければならない。

**第32条** 輸出食品の輸出業者又はその代理人は規定に従い、契約書、インボイス、パッキングリスト、出荷合格証明、輸出食品加工原料納品証明書などの必要な証明書及び関連認可書を持参し、輸出食品生産企業所在地の検査検疫機構に検査申請を行わなければならない。検査申請の際、輸出する食品を品名、規格、数量/重量、生産日に従って逐一申告しなければならない。

**第33条** 直属の検査検疫局は、輸出食品の分類管理要求、当地の輸出食品の品目、これまでの輸出状況、安全記録及び輸入国（地域）の要求などの関連情報に基づき、リスク分析を経て管轄区の輸出食品のサンプリング検査方法を制定する。  
検査検疫機構は、サンプリング検査方法及び相応の業務規範、規則並びに関連要求に従い、輸出食品のサンプリング検査を実施する。  
双方で取決がある場合、その要求に従い、輸出食品のサンプリング検査を実施する。

**第34条** 輸出食品が輸出の要求に合致する場合、検査検疫機構は規定に従い、通関証明を発行し、また、必要に応じて証明書を発行する。輸出食品の輸入国（地域）より証明書の形式と内容に新たな要求があった場合、国家質検総局が認可した後、検査検疫機構は証明書の変更を行うことができる。  
輸出食品が検査検疫で不合格となった場合、検査検疫機構により不合格証明が発行される。法により技術処理が可能な場合、検査検疫機構の監督の下、技術処理を行い、合格後、輸出が許可される。法的に技術処理を行えない、又は技

術処理後も依然として不合格であった場合、輸出は許可されない。

**第35条** 輸出食品の包装及び輸送方法は、安全衛生要求に合致し、また、検査検疫に合格していなければならない。

**第36条** 腐敗変敗しやすい食品や冷凍食品を輸送して輸出するコンテナ、船倉、航空機、車両などの輸送用具に対し、運送業者、梱包業者又はその代理人は輸送前に検査検疫機構に対して清潔、衛生、冷蔵、密封固定などの積載に適しているかの検査を申請しなければならない。未検査又は検査で不合格となった場合、輸送は許可されない。

**第37条** 輸出食品生産企業は、輸送包装上に生産企業名称、届出番号、製品名、生産ロット番号及び生産日を明記しなければならない。検査検疫機構は発行する証明書に上述の情報を明記しなければならない。輸入国（地域）又は契約に特別な要求がある場合、製品のトレーサビリティが可能であるという保証を前提として、直属の検査検疫機局の同意を得て、標記内容を適当に調整することができる。

検査検疫マークを追加する必要がある場合、国家質検総局の規定に従い、追加することができる。

**第38条** 輸出食品が生産地の検査検疫機構の検査において輸出要求に合致し、通関地へ輸送される場合、産地の検査検疫機構は積載の監視、封印シールの追加貼付又はその他の方法で監督管理を実施することができる。

**第39条** 輸出食品は、産地の検査検疫機関の検査において輸出要求に合致する場合、通関地の検査検疫機構が規定に従い、サンプリング検査を実施し、通関地のサンプリング検査で不合格となったときは、輸出することはできない。

通関地の検査検疫機構、関連情報を速やかに産地の検査検疫機構に通報し、また、規定に従い、上層機関へ報告しなければならない。産地の検査検疫機構は不合格の原因に基づき、相応の監督管理措置を講じなければならない。

**第40条** 検査検疫機構は、法定要求に合致しない輸出食品を発見した場合、その生産経営者を不良記録名簿に記載することができ、違法行為があり、かつ、行政処分を受けたものについては、違法企業名簿に記載し、対外的に公表することができる。

#### 第四章 リスク警告及び関連措置

**第41条** 国家質検総局は、輸出入食品に対し、リスク警告制度を実施する。

輸出入食品に重大な食品安全問題又は疫病が発見された場合、また、国内外における食品安全事件又は疫病が輸出入食品の安全に影響を及ぼす恐れが発生

本法令中文日訳は農林水産省「H24年度東アジア食品産業海外展開支援事業」の一環で実施。

Copyright(C) 2013JETRO. All rights reserved.

した場合、国家質検総局と検査検疫機構は速やかにリスク警告及び制御措置を講じなければならない。

**第42条** 国家質検総局及び検査検疫機構は、輸出入食品安全情報収集ネットワークを確立し、食品安全情報の収集及び整理を行わなければならない。食品安全情報には、主に以下が含まれる：

- (1) 検査検疫機構が輸出入食品に対して検査検疫を実施して発見された食品安全情報
- (2) 業界団体、消費者から寄せられた輸入食品安全情報
- (3) 国際組織、国外政府機関が発布する食品安全情報、リスク警告情報、及び国外業界団体等の組織、消費者から寄せられた食品安全情報
- (4) その他の食品安全情報

**第43条** 検査検疫機構は、審査及び整理を経た食品安全情報に対し、規定の要求及び手順に従い、国家質検総局へ報告するとともに、地方政府、関係部門へ通報する。

**第44条** 国家質検総局及び直属の検査検疫局は関連規定に従い収集した食品安全情報に対し、リスクの分析と検討判断を行い、リスク情報の等級を確定する。

**第45条** 国家質検総局と直属の検査検疫局は、食品安全リスク情報の等級に基づいてリスク警告通報を発布しなければならない。国家質検総局は、状況を見てリスク警告通報を発布することができ、以下の制御措置を講じることを決定する。

- (1) 監視制御の厳格化、検査強化、リコール命令等を含む条件付の輸出入制限
- (2) 輸出入の禁止、現場での廃棄又は積戻処理
- (3) 輸出入食品安全応急処置案の発動

検査検疫機構は、リスク警告及び制御措置の実施に責任を負う。

**第46条** 国家質検総局は、国際的に通用している方法を参照することができ、不確定なリスクに対して直接にリスク警告通報又はリスク警告通報を発布し、また、本弁法第45条に規定する制御措置を採用することができる。同時に、速やかに関連情報及び資料を収集し、補充し、リスク分析を行う。

**第47条** 輸出入食品安全リスクが既に存在しない、又は既に許容範囲内まで低下した場合、リスク警告通報及びリスク警告通報並びに制御措置を速やかに解除しなければならない。

**第48条** 輸入食品に安全問題があり、人体の健康及び生命の安全に損害を既に与えており、又は与える恐れがある場合、輸入食品の輸入業者は自主的にリコールを行い、所在地の検査検疫機構へ報告しなければならない。輸入食品の輸入業者は社会に向けて関連情報を公表し、販売業者へ販売の停止を通知し、消費者へ使用の停止を告知し、食品のリコール状況を適切に記録しなければならない。

検査検疫機構は、報告を受けた後、調査を行い、製品の影響範囲に基づき規定

に従って上層組織に報告しなければならない。

輸入食品の輸入業者が自主的にリコールを行わない場合、直属の検査検疫局はその業者にリコールを命じる通知書を発行するとともに、国家質検総局へ報告する。必要な場合には、国家質検総局は、リコールを命じることができる。国家質検総局は、リスク警告通知又はリスク警告通告を発布することができ、また、本弁法第 45 条の規定する措置及びその他の危害発生を防ぐ措置を講じることができる。

**第49条** 輸出食品に安全問題が発生し、人体の健康及び生命の安全に損害を既に与えており、又は与える恐れがある場合、輸出食品の生産経営者は措置を講じ、損害の発生の防止又は低減をさせなければならない。また、直ちに所在地の検査検疫機構へ報告しなければならない。

**第50条** 検査検疫機構は、法に従い、輸出入食品の検査検疫監督管理の職責を履行する際、以下の措置をとる権利を有する。

- (1) 生産経営場所へ立ち入って現場検査を実施すること
- (2) 関連契約書、証票、帳簿及びその他関連資料の閲覧調査、コピー、差し押え、押収
- (3) 法定の要求に合致しない製品、違法に使用した原料、補助材料、添加物、農業投入品及び違法生産に使用された用具、設備の差し押え、押収
- (4) 人体の健康を害し、生命の安全を脅かす重大な潜在的危険が存在する生産経営場所の封鎖

**第51条** 検査検疫機構は、関連規定に従い、講じた制御措置を国家質検総局へ報告するとともに、地方政府、関連部門へ通報しなければならない。

国家質検総局は、関連規定に従い、関連する食品安全情報及び講じた制御措置を関連部門へ通報する。

## 第五章 法的責任

**第52条** 本弁法第 17 条の指定場所での監督管理に関する規定に違反し、違法所得のない場合、検査検疫機構が改善を命じ、1 万元以下の罰金を課す。

**第53条** 検査で食品安全国家規準に合致しなかった輸入食品を販売、使用した場合、検査検疫機構は食品安全法第 89 条、第 85 条の規定に従い、処罰を与える。

**第54条** 輸入業者が以下の状況の何れかに該当する場合、検査検疫機構は食品安全報第 89 条、87 条の規定に従い、処罰を与える。

- (1) 食品の輸入及び販売の記録制度を確立していない場合
- (2) 確立した食品の輸入及び販売の記録に、輸入食品の衛生証明書番号、品名、

本法令中文日訳は農林水産省「H24 年度東アジア食品産業海外展開支援事業」の一環で実施。

Copyright(C) 2013JETRO. All rights reserved.

規格、数量、生産日（ロット番号）、品質保持期間、輸出業者と購入者の名称及び連絡方法、納品日等の内容が事実どおりに記録されていない場合

(3) 確立した食品の輸入及び販売の記録の保存期限が2年を下回っている場合

**第55条** 輸出食品の原料の栽培、養殖場が以下の状況の何れかに該当する場合、検査検査機関が改善を命じ、違法所得があった場合、違法所得の3倍以下、最高で3万円を超えない罰金を課す。違法所得がない場合、1万円以下の罰金を課す。

(1) 輸出食品の原料の栽培、養殖過程で農業化学投入品を違法使用した場合

(2) 関連の記録が真実でない、又は保存期限が2年を下回っている場合

輸出食品生産企業が生産する輸出食品に使用される原料が、規定に従って届出基地から来たものではない場合、前項の規定に従い、処罰を与える。

**第56条** 以下の状況の何れかに該当する場合、検査検査機関が食品安全法第89条、第85条の規定に従い、処罰を課す。

(1) 検査申請をせず、または監督若しくはサンプリング検査合格を経ずに勝手に輸出した場合

(2) 検査検査機関の監督、サンプリング検査を経て検査検査証明書が発行された輸入食品を勝手に入れ換えた場合

**第57条** 輸出入食品の生産経営者、検査検査機関及び検査検査職員にその他の違法行為があった場合、関連する法律法規の規定に従い処理する。

## 第六章 附則

**第58条** 輸出入食品の生産経営者には、輸出入食品の生産企業、輸出入業者及び代理業者を含む。

**第59条** 輸出入税関特別監督管理区域の食品及び国境地帯の小額及び相互通商の貿易による輸出入食品の検査検査監督管理は、国家質検総局の関連規定に従い処理する。

**第60条** 速達郵便、郵送及び旅客が携帯する方式で輸出入される食品は、国家質検総局の関連規定に合致しなければならない。

**第61条** サンプル、贈答品、進呈品、展示品用などに使用する非貿易性の食品の輸出入、非課税経商用、大使館領事館の自家消費食品の輸入、大使館領事館、中国企業の外国駐在員などの自家消費食品の輸出については、国の関連規定に従い処置する。

**第62条** 香港、マカオ特別行政区、台湾地区へ供する食品については、国が別途定める規定がある場合には、その規定に従う。

**第63条** 本弁法について、国家質検総局がその解釈に責任を負う。

**第64条** 本弁法は、2012年3月1日より施行される。